

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 京都府木津川市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
9,691	4,194	675	14,559

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	23,220	22,812	408	205	970	25,680	
一般会計等	23,204	22,795	408	205		25,680	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	5,569	5,399	171	171	306	-	-	
介護保険特別会計	3,293	3,221	72	72	545	-	-	
後期高齢者医療特別会計	503	490	13	13	104	-	-	
老人保健特別会計	530	530	0	0	39	-	-	
水道事業会計	1,373	1,276	97	1,315	299	815	-	法適用企業
簡易水道事業特別会計	290	285	4	1	41	370	276	
公共下水道事業特別会計	3,043	3,027	16	15	865	12,227	9,806	
公営企業会計等 計				1,588		13,411	10,082	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険山城病院組合(病院事業会計)	5,034	5,412	△ 377	1,285	-	7,717	4,425	法適用企業
〃(介護老人保健施設事業会計)	419	476	△ 58	△ 1	-	1,106	-	法適用企業
相楽郡西部塵埃処理組合	368	332	36	20	15	159	101	
京都府市町村職員退職手当組合	6,816	6,580	235	235	2,600	-	-	
京都府市町村議会議員公務災害補償等組合	3	1	2	2	-	-	-	
相楽中部消防組合	1,284	1,259	24	24	-	88	75	
相楽郡広域事務組合(一般会計)	659	648	11	11	-	1,315	679	
〃(相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計)	11	6	5	5	-	-	-	
京都府自治会館管理組合	117	111	5	5	-	-	-	
京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合(一般会計)	36	62	△ 27	5	32	-	-	
〃(特別会計)	973	574	399	367	76	1,763	22	
京都府後期高齢者医療広域連合(一般会計)	2,772	2,566	206	206	157	-	-	
〃(後期高齢者医療特別会計)	222,638	212,462	10,176	2,885	2,150	-	-	
一部事務組合等 計				5,051		12,148	5,303	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等繰入見込額	備考
学研都市京都土地開発公社	△ 4	94	3	-	-	1,392	-	-	
木津町公園都市緑化協会	0	333	300	1	-	-	-	-	
木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団	0	42	30	0	-	-	-	-	
木津川市シルバー人材センター	11	74	-	20	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			333	21	-	1,392	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
財政調整基金	3,379	3,504	124
減債基金	841	486	△ 355
その他充当可能基金	6,257	6,049	△ 208
充当可能基金 計	10,478	10,039	△ 439

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計名)	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	1.50	1.40	△ 0.10	△ 12.81	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	15.24	12.31	△ 2.93	△ 17.81	△ 40.00	簡易水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	13.7	13.3	△ 0.4	25.0	35.0	公共下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	87.3	80.9	△ 6.4	350.0					
財政力指数	0.66	0.69	0.03						
経常収支比率	90.3	92.0	1.7						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。